

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想（案）

~~平成26年9月~~令和3年6月

羽 生 市

第1章 総則

近年の農業を取り巻く情勢は、農業労働力の非農業部門への流出が続く一方で、農業従事者の兼業化や高齢化が著しく進行するなど、深刻な問題に直面しており、農業経営に意欲と能力のある者を確保するため、農業を職業として選択しうる魅力とやりがいあるものにしていくことが喫緊の課題となっている。

このような状況から、農業の健全な発展を図るため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これからの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、各般にわたる農業経営基盤の強化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することが急務となっている。

このため、羽生市では、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業の振興を図るべく、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定する。

第2章 農業の概要

1 自然的条件

羽生市は、埼玉県東北部に位置し、首都東京へ60km、県都さいたま市へ40kmの距離にあり、東部と南部は加須市、西部は行田市、北部は一級河川利根川を境として群馬県邑楽郡に接している。

気候は、内陸型気候に属し、平均気温14.6℃、降雨量1,243mmと自然条件に恵まれている。

耕地は、標高15m～28.2mの平坦な沖積地帯であり、土質は、植壤土で地味豊かな平坦農業地帯を形成している。

2 社会的条件

交通は、東武鉄道が市の中央西よりの地区を南北に貫き、秩父鉄道が羽生駅を起点に熊谷市に通じており、一方、道路は、国道122号線が市の中心部を南北に走り、南部を国道125号バイパスが東西に通過している。

また、東北自動車道が地域の東部を南北に**通り過通過**し、**平成4年3月に羽生インターチェンジが供用開始となり開通により**、大消費地である東京へ農産物の輸送等の利便性は大きく向上している。

3 農業の現況

羽生市では、このような立地条件を生かし、従来から水稲作中心の農業経営で水稲、水稲+畜産、水稲+園芸の複合経営**が**を主体とする農業生産**を**が展開されてきたが、近年では、土地基盤整備の実施により、米麦作の拡大、きゅうり・なすを中心とした施設野菜へと変化しつつある。

4 課題

このような状況の中で、今後は**収益性の高い作目、作型を中核的担い手を中心に中核的担い手を中心に収益性の高い作目、作型を**導入して、地域として産地化を図ることとする。

また、主穀を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等において、その役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

なお、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

羽生市の農業構造については、昭和56年1月の大沼工業団地の分譲を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって、土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、顕著な進展を見ないまま推進してきたが、**最近になって**兼業農家の高齢化が進み、土地改良や機械更新時、世代交代等を機に急速に農地の流動化が進むことが考えられる。

第3章 将来計画

1 目標

羽生市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、羽生市及びその周辺市町村において現に成立されている優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農家が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これからの経営が羽生市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

2 基本方針

羽生市は、将来の羽生市農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

3 具体的施策

(1) 経営体の把握

羽生市は、農業協同組合、農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

(2) 人づくり

望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の濃密指導体制が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう指導する。

(3) 利用権の設定

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、羽生市農業委員会委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、**利用権設定等を農地中間管理事業等を活用して**進める。

(4) 農用地の集積

農地の流動化に関しては、既に一部で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

(5) 規模の拡大

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業委員会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

(6) 経営の改善

集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、畜産や既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入、**6次産業化**を推進する。

(7) 生産組織の育成

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で、重要な位置づけを占めるものであると同時に、**農業生産法人農地所有適格法人**等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(8) 農村コミュニティの醸成

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展**が**に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

(9) 農業経営改善計画の認定

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、羽生市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において、経営体育成の観点から十分な検討を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

(10) 指導体制

羽生市は、農業委員会、農業協同組合等の担当の職員で構成する指導チームを設置し、農林振興センターの協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を行う。

特に、大規模経営を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に、施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫埼玉支店の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

(11) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

羽生市の新規就農の**現状について**者は、平成~~22~~**27**年度から平成~~25~~**令和2**年度までの過去~~4~~**6**年間の新規就農者は~~2739~~**2739**人である。こうした中、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標~~280330~~**280330**人を踏まえ、羽生市においては年間~~1417~~**1417**人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で~~12~~**12**法人増加させる。

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人あたり年間農業所得250万円程度）、地域における優秀な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働

時間（主たる農業従事者1人あたり1，800時間程度）を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた羽生市の取組として、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな支援を行う。具体的には、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センター、農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

4 農業経営の指標

前文に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に羽生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、羽生市における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀単一 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲単作＝7ha 水稲・麦＝4ha 大豆・麦＝6ha 麦単作＝2ha 大豆単作＝1ha 作業受託＝8ha</p> <p>〈経営規模〉 20ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクタ（38ps） 2台 ・乗用施肥田植機（8条） 1台 ・乗用管理機（ブーム・粒剤散布） 1台 ・コンバイン（自脱5条、汎用型） 各1台 ・育苗ハウス 600㎡ ・温湯消毒器 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・作業機械は個人所有、乾燥調製作業はライスセンター等を利用する。 ・転作は2/3を麦、大豆単作、1/3を大豆－麦体系の体系とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ブロックローテーションによる米・麦・大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用を図る。

<p>主穀単一 (組織法人経営)</p> <p>基幹従事者 6人</p>	<p>〈作付面積等〉 水稲単作=23ha 水稲-麦=10ha 大豆-麦=27ha もち加工=5t 作業受託 100ha</p> <p>〈経営規模〉 水田 60ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクタ(23ps) 1台 ・トラクタ(38ps) 1台 ・トラクタ(75ps) 1台 ・乗用施肥田植機(8条) 2台 ・乗用管理機 2台 ・コンバイン 3台 ・大型育苗施設 1,500㎡ ・温湯消毒器 2台 ・もち加工施設 一式等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・作業機械は法人所有、乾燥調製作業は法人の他、ライスセンター等を利用する。 ・年間を通じて農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う ・ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める ・加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入 ・従事者全員及び雇用者の社会保険加入 ・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする
--	---	---	---	---

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀単一 (集落営農経営) 基幹従事者 出役料金 1500 円/時間 (10 人の出役 を想定)	〈作付面積等〉 水稲単作=9ha 水稲-麦=1ha 飼料稲-麦=5ha 麦単作=10ha 大豆単作=5ha 〈経営規模〉 30ha (集落全体を借 地とする)	〈資本装備〉 ・車庫兼作業場 200 m ² 1 棟 ・トラクタ 30ps 1 台 38ps 1 台 ・乗用施肥田植機 6 条 2 台 ・乗用管理機 1 台 ・コンバイン 3 台 ・育苗施設 300 m ² 1 棟 ・温湯消毒器 1 台 ・みそ加工資材 一式 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地 等を積極的に借り受け て規模拡大を図る。 ・地域全体が汎用化さ れた 30a 区画水田に基 盤整備が行われている ・地域内担い手を明確 にする。 ・作業機械は集落所有、 乾燥調製作業はライス センター等を利用す る。 ・農産物加工を行い、 直売による付加価値販 売を行う	・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・集落営農による土 地配当金 50,000 円 /10a が可能となる ・組作業体系を確立 し、セット作業によ る効率的な栽培管理 を行う ・ブロックローテー ションによる、米麦 大豆の栽培により水 田利用率を高める ・加工も含めた直売 の強化による流通体 系を確立する。	・給料制の導入 ・従事者全員の社 会保険加入
主穀・露地野菜 複合 基幹 従事者 2 人	〈作付面積等〉 水稲-大麦 = 5.5ha 大豆-麦=5.0ha ブロッコリー (秋) =1.3ha (春) =0.2ha 〈経営規模〉 12ha	〈資本装備〉 ・車庫兼作業場 (200 m ²) 1 棟 ・トラクタ (38, 30ps) 2 台 ・乗用施肥田植機 6 条 1 台 ・乗用管理機 (ブーム・粒剤散布) 1 台 ・コンバイン 1 台 ・育苗施設 300 m ² ・温湯消毒器 1 台 等		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
		<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・地域全体が汎用化された 30a 区画水田に基盤整備が行われている。 ・畑及び汎用化された水田に露地野菜を導入 ・作業機械は個人所有、乾燥調整作業はライスセンター等を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・水稻、麦、大豆栽培との作業競合が少ないブロッコリーの作付体系を行う。 ・ブロックローテーションによる米麦大豆とブロッコリーなどの野菜栽培により、水田利用率を高める。 ・直売の強化と系統出荷の 2 本立てを基本に、多様な販売を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・地域人材の活用を図る。
施設きゅうり 露地野菜複合 基幹従事者 2 人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>促成きゅうり =2,000 m²</p> <p>抑制きゅうり =2,000 m²</p> <p>越冬きゅうり =2,000 m²</p> <p>半促成きゅうり =2,000 m²</p> <p>冬ブロッコリー =1.0ha</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>低コスト耐候性 ハウス 4,000 m²</p> <p>普通畑 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト耐候性ハウス 2,000 m² 2 棟 ・作業所兼車庫 40.2 m² 1 棟 ・トラクタ (25ps) 1 台 ・乗用管理機 1 台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る。 ・キュウリ栽培は育苗の分業化、共同選果施設の利用により労働時間の軽減を図る。 ・ブロッコリーの育苗は、共同育苗施設を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る。 ・IT機器の利用によるハウスの監視遠隔操作を行う。 ・育苗、選果、荷造りの外部委託により、効率的な経営管理を行う。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・ハウスに中間気候室を設置し、健康に配慮する。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設いちご・主穀複合 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 促成いちご =2,000 m² 高設栽培いちご(摘み取り体験用)=1,000 m² いちご苗生産 =40,000株 水稲=2.0ha</p> <p>〈経営規模〉 低コスト耐候性ハウス 3,000 m² 水田 2ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・低コスト耐候性ハウス 3,000 m² 1棟 ・高設栽培装置 1,000 m² 1台 ・作業場兼直売所 30 m² 1棟 ・駐車場 100 m² ・育苗ハウス 1,000 m² 1棟 ・トラクタ(30ps) 1台 ・田植機 1台 ・自脱型コンバイン 1台 等</p> <p>〈その他〉 ・暗渠排水、パイプラインなどの基盤が整備された水田を利用する。 ・いちご1,000 m²は高設栽培の摘み取り園とし、収穫体験を行う。 ・いちごの育苗は空中採苗方式とし、栽培ハウスは大型低コスト耐候性ハウスを利用する。 ・コンバイン等の大型機械は共同利用する。</p> <p>〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・スปีトスプレー等の大型機械は共同利用 ・労力配分などを考慮した多彩な品種構成 ・防除等の作業を効率的に行うため、栽培ほ場を団地化</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・いちごは空中採苗により苗増殖の効率化と作業環境の改善を図る。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入 ・いちごは市場出荷のほか直売や摘み取りを行い、消費者の意見を取り入れた生産を行う。 ・水稲は、直売による消費者に直結した多様な販売を行う。 ・コンピュータによる顧客・経営管理</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 (加工含む) 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 生産 常時搾乳牛 37頭 飼料生産延べ 8.5ha 加工 アイスクリーム 7000L 〈経営規模〉 経産牛 40頭 育成牛 19頭 飼料畑 5.0ha アイスクリーム製造 5万6千食	〈資本装備〉 ・牛舎(成牛舎、育成 舎等) 1,048 m ² 5棟 ・ハルクレー、自動給餌機 等 一式 ・トラクター 48ps 1台 ・細断型ローバレー 1/3 台 ・トラック 2t 1台 ・アイスクリーム製造・販売施 設 42 m ² 1棟 ・アイスクリーム製造設備 ・パステライザー 30L 1台 ・アイスクリームフリーザー 2~4L 1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地 等を積極的に借り受け て規模拡大を図る。 ・大型機械が利用可能 な飼料畑を団地化す る。 ・糞尿は堆肥化し、飼 料畑の土づくりを行 う。 ・アイスクリームの製造販売を 行う。	・複式簿記記帳の実 施による経営と家計 との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・ハサップ方式の考 え方を取り入れた生 産管理 ・粗飼料の増産と収 穫調製作業の省力化	・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入 ・安定的周年雇用者 の確保による過重 労働の防止 ・搾乳ユニット自動 搬送装置の導入に よる搾乳労働の負 担の軽減
肉用牛 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 黒毛和種出荷頭 数=39頭 交雑種出荷頭数 =129頭 〈経営規模〉 肉用牛 250頭	〈資本装備〉 ・牛舎 1,810 m ² 3棟 ・堆肥舎 200 m ² 1棟 ・収納庫 300 m ² 2棟 ・飼料タンク 20t 4基 ・飼料攪拌機 10m 2台 ・自動給餌車 700kg 1台 ・牛衡機 1t 1台 等 〈その他〉 ・畜舎は追い込み式の 育成・飼育牛舎とする ・素牛(去勢)は県内 産の和牛と交雑種を導 入し、若齢肥育を行う ・自給飼料は基盤整備 されたほ場を団地化し て栽培	・複式簿記記帳の実 施による経営と家計 との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・ハサップ方式の考 え方を取り入れた生 産管理を行う ・インターネットに より生産履歴を公開 ・耕畜連携を行い粗 飼料を確保 ・堆肥舎を整備し糞 尿の適切な処理を行 う	・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入 ・農繁期における臨 時雇用確保による 過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚（加工含む） 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 年間肉豚出荷頭数＝1700頭 加工＝ハム・ソーセージ 280kg 〈経営規模〉 豚 950頭 （種雌豚 80頭） （種雄豚 6頭） （育成・肉豚 864頭）	〈資本装備〉 ・豚舎 933 m ² 4棟 ・管理室・飼料庫 70 m ² 1棟 ・子豚育成施設 16基 ・自動給餌機 2基 ・自動除糞機 1基 ・飼料配合機 1基 ・ハム・ソーセージ製造施設 90 m ² 1棟 等 〈その他〉 ・飼育はストール飼いと し、育成は隔離施設、 肉豚舎はオガコ豚舎を 利用 ・糞尿処理は地域の堆 肥プラントを利用 ・繁殖・肥育一貫経営	・複式簿記記帳の実 施による経営と家計 との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・ハサップ方式の考 え方を取り入れた生 産管理を行う ・消費者のニーズに あったブランド化と 加工販売 ・パソコンを活用し た個体管理やインタ ーネットによる情報 の収集と提供	・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入 ・安定的周年雇用の 確保による過重労働 の防止
洋ラン 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 ファレノプシス 1,000 m ² 〈経営規模〉 アクリルハウス 1,000 m ²	〈資本装備〉 ・アクリルハウス 1000 m ² 1棟 ・作業場兼資材置き場 1000 m ² 1棟 ・暖房機 2台 ・冷房機 75馬力 3台 ・除湿機 6馬力 2台 ・トラック 1台 ・パソコン 1台 等 〈その他〉 ・生育ステージ別に生 産を分担した生産グル ープによるリレー栽培 を行う ・信頼関係に基づき、 各生産グループ間の種 苗等の供給を確実に 行う ・生産は高温処理を行 った株を購入し、出蓄、 開花させて出荷する 経営を行う ・販売先を明確にした 直売（卸）と市場出荷 を行う	・複式簿記記帳の実 施による経営と家計 との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管 理 ・生育ステージ別リ レー栽培による効率 的な経営 ・信頼される品質に よる直売と市場出荷 ・作業を単純化、マ ニュアル化し雇用労 力の効率的活用を 図る ・パソコンによる情 報ネットワークシス テムを活用し、生 産・流通・消費に関 する情報の収集、発 信を行う	・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
鉢物・苗木 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>苗木 (ハンジ、ニチチリ ウ等) 7,260 m²</p> <p>鉢物 (シクラム、キク等) 2,904 m²</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>・アクリルハウス 1650 m²</p> <p>・パイプハウス 1650 m²</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>・アクリルハウス 1650 m² 1棟</p> <p>・パイプハウス 1650 m² 1棟</p> <p>・蒸気土壌消毒機 1台</p> <p>・ホットインクマシン 1台</p> <p>・フロントローダー 1台</p> <p>・フォークリフト 1台 等</p> <p>〈その他〉</p> <p>・施設の集中化により、 効率的作業体系を組む ことができる。</p> <p>・市場出荷と直売(卸) を行う。</p> <p>・セル成型苗の利用に より育苗作業を省力化 し、施設の回転率を向 上させる。</p>	<p>・複式簿記記帳の実 施による経営と家計 との分離</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・パソコン利用の経営管 理</p> <p>・労災保険の加入</p> <p>・作業を単純化、マ ニュアル化し、雇用 労働力の効率的活用 を図る。</p> <p>・市場、小売店との 連携を密にし、消費 者ニーズを創出する 品目、品種を栽培す る。</p> <p>・パソコンによる情 報ネットワークシス テムを活用し、生産・流通・消費に関 する情報の収集、発 信を行う。</p>	<p>・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入</p> <p>・安定的周年雇用者 の確保による過重 労働の防止</p> <p>・雇用労働力は1日 5時間程度の就労 しやすい時間設定</p>
植木・苗木 基幹 従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> <p>アジサイ 2,000 m²</p> <p>アベリア 1,200 m²</p> <p>ウツギ 1,000 m²</p> <p>コトマリ 1,200 m²</p> <p>その他 6,600 m²</p> <p>〈経営規模〉</p> <p>・育苗ハウス 1,000 m²</p> <p>・普通畑 1.1ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>・育苗ハウス 200 m² 5棟</p> <p>・作業場兼車庫 150 m² 1棟</p> <p>・冷蔵庫 1台</p> <p>・トラクタ 1台</p> <p>・土壌消毒機 1台</p> <p>・動力噴霧器 1台</p> <p>・ホットインクマシン 1台</p> <p>・頭上かん水システム 1台 等</p> <p>〈その他〉</p> <p>・コンテナ栽培による 周年出荷</p> <p>・育苗ハウスを整備し、 繁殖から成品までの一 貫生産体制</p> <p>・造園業者等の実需者 や量販店等との連携を 強化し、販路の拡大と 確保を図る。</p>	<p>・複式簿記記帳の実 施により経営と家計 の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・パソコン利用の経営管 理</p> <p>・労災保険の加入</p> <p>・実需者・量販店等 との連携を強化し、 販路を確保する。</p> <p>・消費者ニーズに合 った種類・品種を選 定し効率的な経営を 行う。</p>	<p>・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入</p> <p>・安定的周年雇用者 の確保による過重 労働の防止</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花木鉢物 基幹 従事者 人	〈作付面積等〉 ウメ 130a マユミ 140a その他 180a 〈経営規模〉 ・パイプハウス 1,000 m ² ・鉄骨ハウス 1,300 m ² ・植木畑 4.2ha	〈資本装備〉 ・パイプハウス 1000 m ² 5棟 ・鉄骨ハウス 1300 m ² 2棟 ・トラクタ 30ps 1台 ・植木堀取機 1台 ・トラック 2t 1台 ・軽トラック 3台 ・パソコン 一式等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・育苗ハウスを整備し、繁殖から成品までの一貫生産体制 ・実需者や量販店等との連携を強化し、販路の拡大と確保を図る。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・花木鉢物のほかに草本性鉢物を取り入れ、雇用の安定的確保を図る。 ・常にマーケティングを行い、短期的に高収益が見込める樹種も積極的に導入し、経営の安定を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 ・年間を通した雇用者と季節別の雇用者を積極的に活用して安定生産体制を整える。

第4章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第3章4に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
48.50%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

農地利用集積円滑化事業 **農地中間管理事業等**の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

羽生市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を

推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

羽生市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、**農地利用集積円滑化団体**、**農地中間管理機構等**が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5章 農業経営基盤強化促進事業

1 基本的な取り組み

羽生市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の**第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」**の**農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項**第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、羽生市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

羽生市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業
- ~~③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業~~
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、**農地利用集積円滑化事業**、**農地中間管理事業**の実施を促進する事業については、市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。ほ場整備済区域においては、高能率な生産基盤条件を活かすため、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が効率的な条件下で生産を行えるよう努める。

また、各地域においては、高齢化・兼業化のため担い手が減少しており、遊休農地が増加していることから、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、青年等の担い手育成・確保を行いながら、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める。加えて、農地中間管理事業の推進にあたっては、「人・農地プラン」の作成・見直しと連動させ、効率的・効果的な実施を図ることとする。

2 利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は**農業生産法人農地所有適格法人**（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する**農業生産法人農地所有適格法人**をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（**農業生産法人農地所有適格法人**にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（**農業生産法人農**

地所有適格法人) については、常時従事者たる構成員をいう。) がいるものとする。

- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ) 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人農地所有適格法人)については、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の~~第50~~第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第~~2~~**3**項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、~~同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体~~又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、~~農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。~~
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 羽生市長への確約書の提出や羽生市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合については、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ **農業生産法人農地所有適格法人**の組合員、社員又は株主(**農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者を除くに限る。)**が、利用権設定等促進事業の実施により、当該**農業生産法人農地所有適格法人**に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該**農業生産法人農地所有適格法人**に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発に係る措置

- ① 羽生市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等
を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共
団体、~~農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構~~を除く。）から「~~農業経営基盤強化促進法の
運用について~~」（平成5年8月2日付け5構改B第8-4-8号農林水産省構造改善局長通知。以下「~~運
用通知~~」という。）別記様式第4号「~~農業経営基盤強化促進法の基本要綱~~」（平成24年5月31日
付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定め
る様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 羽生市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めると
きに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア) 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し
得るものであること。
 - ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に
従って許可し得るものであること。

3 農用地利用集積計画

(1) 策定時期

- ① 羽生市は、(2)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると
認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 羽生市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間
（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計
画を定めるよう努めるものとする。
この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る
利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存
期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(2) 計画策定の要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとす
る者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調
整が調ったときは、羽生市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 羽生市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法
（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域にお
ける農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要
であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ること
ができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率
化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別
に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 羽生市の全部又は一部をその事業実施区域とする~~農地利用集積円滑化団体~~ 農地中間管理機構
は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進 農地中間管理事業
の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を
申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(1)の②の規定により定める農用地利用集積計画
の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権
の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(3) 計画の作成

- ① 羽生市は、(2)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を
尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 羽生市は、(2)の②から④の規定による~~農地利用集積円滑化団体~~、~~農地中間管理機構~~、農用地
利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案

して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調整ったときは、羽生市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 羽生市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（3（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（4）計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、~~3-2~~（1）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
（~~3-2~~（1）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が~~3-2~~（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、~~農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号農地法第6条の2第1項~~で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（5）計画の同意取得

羽生市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（4）の②に規定する土地ごとに（4）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(6) 公告

羽生市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(2)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(4)の①から⑤までに掲げる事項を羽生市の掲示板への掲示により公告する。

(7) 公告の効果

羽生市が(6)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(8) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(9) 紛争の処理

羽生市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(10) 農用地利用集積計画の取消し等

① 羽生市~~の~~長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、~~(9-6)~~の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた3(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 羽生市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア ~~(9-6)~~の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた~~3-2~~(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 羽生市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を羽生市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 羽生市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

4 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 事業の促進

羽生市は、**県平市内**一円を区域として農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社及び農業協同組合との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社や同農業協同組合が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 情報の提供

市、農業委員会、農業協同組合、~~農地利用集積円滑化団体~~は、農地中間管理機構が行う中間保有・

再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

~~5 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項~~

~~(1) 羽生市は、羽生市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。~~

~~(2) 羽生市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。~~

5-6 農用地利用改善事業の促進事業の実施基準

(1) 事業の促進

羽生市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を羽生市に提出して、農用地利用規程について羽生市の認定を受けることができる。

② 羽生市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ) (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 羽生市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を羽生市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5-9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 羽生市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア) ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程

で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 羽生市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 羽生市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、~~(公益社団法人埼玉県農林公社)~~、~~農地利用集積円滑化団体~~等の指導、助言を求めてきたときは、羽生市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6-7 農作業受託促進事業

(1) 農作業の受委託の促進

羽生市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア) 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ) 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ) 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ) 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ) 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ) 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7-8 農業従事者の養成・確保の円滑化事業

羽生市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、~~農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修~~、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

8-9 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第3章の(11)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農林振興センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談を随時受け、就農希望者に対し、市内での就農に向けた研修等の情報提供を行う。また、市内の先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修の受入れを推進する。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場の提供や、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業経営に関する栽培技術などの知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

新規就農者に対し、関係機関と連携し、羽生市が策定する人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられるよう促すとともに、青年等就農計画の作成を促し、国の青年就農給付金、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

また、関係機関との連携による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する研修会等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、青年等就農計画制度の普及を図るとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校、就農後の営農フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、羽生市認定農業者連絡協議会、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

9-10 その他農業経営基盤強化促進事業の実施の促進

(1) 関連施策との連携

羽生市は、~~3-2~~から~~8-6~~までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア) 羽生市は、~~手子林地区~~県営圃場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を~~図るに努める~~。

イ) 羽生市は、農業構造改善事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ) 羽生市は、羽生市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通~~ずる~~じ望ましい経営の育成を図ることとする。

エ) 羽生市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

羽生市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、~~農地利用集積円滑化団体~~農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第3章、第4章で掲げた目標や第3章の4の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び~~農地利用集積円滑化団体~~農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、羽生市担い手育成総合支援協議会のもと

で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、羽生市は、このような協力の推進に配慮する。

第6章 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

~~羽生市においては、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。~~

~~また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。~~

~~農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。~~

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 原則として羽生市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は羽生市全域とする。

~~ただし、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。~~

② なお、羽生市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

~~農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。~~

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

~~ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）~~

~~イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項~~

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

~~ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項~~

~~イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項~~

~~ウ 農用地等の管理に関する事項~~

~~エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項~~

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

~~⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、埼玉県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項~~

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

（2）農地利用集積円滑化事業規程の承認

~~① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として~~

~~農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、羽生市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、羽生市から承認を得るものとする。~~

~~② 羽生市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。~~

~~ア 基本構想に適合するものであること。~~

~~イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。~~

~~ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。~~

~~エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。~~

~~(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。~~

~~(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。~~

~~(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。~~

~~(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。~~

~~(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、埼玉県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。~~

~~(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。~~

~~(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。~~

~~③ 羽生市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。~~

~~④ 羽生市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を羽生市の公報等への記載により公告する。~~

~~⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。~~

~~⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。~~

~~(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等~~

~~① 羽生市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。~~

~~② 羽生市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。~~

~~③ 羽生市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。~~

~~ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。~~

~~イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。~~

~~ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。~~

~~④ 羽生市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を羽生市の公報等への記載により公告する。~~

- ~~(4) 羽生市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。~~
- ~~① 羽生市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。~~
 - ~~② 羽生市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、羽生市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。~~
 - ~~③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。~~
 - ~~④ 羽生市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。~~
 - ~~⑤ 羽生市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を羽生市の公報等への記載により公告する。~~
 - ~~⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。~~
- ~~(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方~~
認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。
- ~~(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方~~
- ~~① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。~~
 - ~~② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」(平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知)第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。~~
 - ~~③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。~~
 - ~~ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。~~
 - ~~イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。~~
 - ~~ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。~~
 - ~~④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。~~
 - ~~⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。~~
~~この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。~~
- ~~(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準~~
- ~~① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。~~

~~② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。~~

~~(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項~~

~~① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。~~

~~② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。~~

~~③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、普及指導センター、埼玉県農業大学校、埼玉県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。~~

~~(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項~~

~~農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じて普及啓発活動に努める。~~

第67章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- この基本構想は、平成 7年 2月 24日から施行する。
- この基本構想は、平成 10年 1月 5日一部改正する。
- この基本構想は、平成 12年 3月 27日一部改正する。
- この基本構想は、平成 18年 8月 31日一部改正する。
- この基本構想は、平成 22年 6月 1日一部改正する。
- この基本構想は、平成 26年 9月 30日一部改正する。
- この基本構想は、令和 3年 月 日一部改正する。

別紙1（第5章の~~3~~2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）~~地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の~~地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号~~第62条第2項第1号~~に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令~~第62条第2項第3号~~に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の~~810~~第1項第2号の事業を行う農事組合法人（~~農業生産法人農地所有適格法人~~である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5章の3-2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償
<p>1 存続期間は6年（農業者年金制度 関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でない認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する場合は、相手方の同意を得るものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借り賃の支払い等の定めは、農業委員会が定める農地法第2-1条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき羽生市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用 賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなかったときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。